

産前産後休業期間中の社会保険料の免除について

いつも弊社のニュースレターをご覧いただき、ありがとうございます。
社会保険労務士の秋山直文です。

さて、今年の4月から、少子化対策の一環として産前産後休業期間（以下、産休期間）中の保険料免除（健康保険料、厚生年金保険料など）が実施されます。

「いままでも免除だったような気がするなあ。」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、これまで、育児・介護休業法により満3歳未満の子を養育するために育児休業等する期間（以下、「育児休業期間」という）については「申出」により、健康保険・厚生年金保険の保険料（以下「社会保険料」という）は会社・従業員ともに免除とされておりますが、女性従業員の産休期間については、社会保険料の免除対象とはなっていませんでした。



産休期間と育児休業期間とはなにか簡単に申しますと、「産休期間→産前産後のお休みの期間」（※産前6週間、産後8週間）であり、「育児休業期間→産休が終わった後の休業期間」です。

※産休とは出産の日（出産の日が産前予定日後であるときは、産前予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日の間の休業をいいます。

これにより、産休期間中の社会保険料についても、会社・従業員ともに保険料の負担が免除されます。ただし、「申出」により免除となりますので自動的になるわけではありません。面倒かもしれませんが、それぞれに「**手続**」が必要ですのでご注意ください。（「産休」、「育休」と混同しやすいですが、それぞれについて手続や要件が異なります。）

これまで産休期間中は無給としている会社については、社会保険料を給料から天引きできないので、本人宛に本人負担分相当額を請求して、会社宛に振り込んでもらう等されていたのではないかと思います。これも免除となれば必要なくなります。

免除の対象となる月は、**産休を開始した日の属する月**から、その**産休が終了する日の翌日が属する月の前月**までです。保険料免除は月単位なので（日割り計算はしません）、月末に産休していれば免除です。

- 具体例：**
- ・ 4月30日（産休期間中）5月1日職場復帰の場合→4月分までの保険料免除
 - ・ 4月25日（産休終了）の場合→保険料免除3月分まで

なお、免除となる保険料は、「健康保険料」「介護保険料」「厚生年金保険料」です。

（ただし、免除となるには実際に「休んでいて」なおかつ「無給」であることが必要です。）

ちなみに、厚生年金については、保険料免除期間も、休業前の保険料と同額を払ったものとして納付記録されますから、産休や育休を取ったことによって将来うけとる年金が低くならないような仕組みになっています。会社にも社員にもメリットのある制度ですので、手続を忘れないようご注意ください。

手続についてご不安でしたら、弊社にて代行を承りますので、お気軽にご相談ください。

（社会保険労務士／秋山 直文）